

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、  
永住帰国者の自立を支援すること」について

平成22年8月

社会・援護局援護課中国孤児等対策室(齋藤恭一室長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
施策大目標 分	1	2	3	4	5
	ス の 福 祉 サ ー ビ ス	ス の 福 祉 サ ー ビ ス	ス の 福 祉 サ ー ビ ス	ス の 福 祉 サ ー ビ ス	ス の 福 祉 サ ー ビ ス

### 施策中目標

1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること
4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務の整理をすること

施策中目標1 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

### （関連施策）

特になし

## (予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 中国残留邦人等支援事業費 (全部)

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図(政策体系)を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標 1) 中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること

## (予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	1,531	1,780	1,961	1,944	2,067
(決算額)(百万円)	(1,407)	(20,972)	(7,715)	(集計中)	(-)

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	地域生活支援事業の自治体の実施率（実施自治体数／中国残留邦人等が居住する自治体数）（％） （前年度以上／毎年度）	－	－	－	81.5	集計中
達成率		－	－	－	－	－
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ。</li> <li>・当該指標を計算する際の自治体の単位は、都道府県（町村部のみ。）及び市としています。</li> <li>・当該事業は平成20年度より開始されたものであり、平成19年度以前の数値はありません。</li> <li>・平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月を目途に取りまとめる予定です。</li> </ul>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	中国残留邦人等の帰国世帯数（世帯）	34	30	22	28	22
2	自立指導員の派遣回数（回）	4,615	4,847	7,063	3,646	集計中
3	中国帰国者自立研修センター通所者数（人）	848	863	408	354	131
4	中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数（人）	2,669	4,955	19,219	28,609	29,305
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考統計1～4は社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ。</li> <li>・参考統計2については、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月を目途に取りまとめる予定です。</li> </ul>						

## 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

## (1) 施策小目標1「中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	地域生活支援事業の自治体の実施率（実施自治体数／中国残留邦人等が居住する自治体数）（％）（前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標と同じ	－	－	－	81.5	集計中
達成率		－	－	－	－	－
2	支援給付実地監査実施割合（支援給付実地監査実施数／支援給付実地監査対象自治体数）（％）（25％／毎年度）	－	－	－	－	18.5
達成率		－	－	－	－	74%
3	支援・相談員等の中国残留邦人等の居住する自治体の配置割合（実施自治体数／支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数）（％）（前年度以上／毎年度）	－	－	－	90.8	94.9
達成率		－	－	－	－	104.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ。</li> <li>・指標1について、当該指標を計算する際の自治体の単位は、都道府県（町村部のみ。）及び市としています。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月を目途に取りまとめる予定です。</li> <li>・指標1及び指標3に係る地域生活支援事業及び支援・相談員等の配置事業は平成20年度より開始されたものであり、平成19年度以前の指標1及び指標2の数値はありません。</li> <li>・指標3について、支援給付実地監査は平成21年10月より開始されたものであり、平成19年度以前の数値はありません。</li> </ul>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	中国残留邦人等の帰国世帯数	34	30	22	28	22

	(世帯)					
2	自立指導員の派遣回数(回)	4,615	4,847	7,063	3,646	集計中
3	中国帰国者自立研修センター通所者数(人)	848	863	408	354	131
4	中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	2,669	4,955	19,219	28,609	29,305
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> ・参考統計1～4は社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ。 ・参考統計2については、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月を目途に取りまとめる予定です。						

## 5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、事業の詳細な評価は別表を参照下さい。

### 施策小目標1「中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること」関係

別表1－1 「中国残留邦人等に対する支援給付事業」(事業評価シート)

## 6. 参考

- 中国残留邦人等への援護  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/index.html#gaiyou>
- 中国残留邦人への支援に関する有識者会議  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#syakai>

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】											
基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																		
Ⅶ-5-3	社会・援護局援護企画課中国雇児等対策室 (室長 齋藤恭一)	Ⅶ-5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	Ⅶ-5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること		< 施策中目標に係る指標 >													
					1 地域生活支援事業の自治体の実施率 (実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)	前年度以上/毎年度	集計中 (平成21年度) (81.5%) (平成20年度)											
					< 施策小目標に係る指標 >													
					地域生活支援事業の自治体の実施率 (実施自治体数/支援給付を受けている中国残留邦人等が居住する自治体数) ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以上/毎年度	集計中 (平成21年度) (81.5%) (平成20年度)											
					支援給付実地監査実施割合 (支援給付実地監査実施数/支援給付実地監査対象自治体数)	25%/毎年度	18.5% (平成21年度) 【74%】											
支援・相談員等の配置割合 (配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)	前年度以上/毎年度	集計中 (平成21年度) (90.8%) (平成20年度)																
		評価予定表	<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	実績	モニ	モニ	モニ	実績	備考
19	20	21	22	23														
実績	モニ	モニ	モニ	実績														



政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-5-3-(1)			
事業評価シート					
予算事業名	中国残留邦人等に対する支援給付事業		事業開始年度	平成20年度	
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局 援護企画課中国孤児等対策室長 齋藤恭一				
事業/制度の 必要性	<p>(支援給付監査指導)</p> <p>○支援給付の施行事務における適正かつ効率的な運用を確保するために必要な法令に基づいた事業である。</p> <p>(支援・相談員配置)</p> <p>○法第14条第5項において、「支援給付の実施に当たっては、(中略)懇切丁寧に行うものとする。」とされている趣旨の実現のため、中国語ができ、中国残留邦人の置かれた特別な事情がわかり、相談等に応じることのできる支援・相談員の配置が必要である。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>(支援給付監査指導)</p> <p>○国は都道府県及び指定都市の支援給付の施行事務の監査を実施し、都道府県及び指定都市は、管内実施機関の施行事務の監査を実施する。</p> <p>(支援・相談員配置)</p> <p>○国が都道府県、市町村(特別区を含む。)に委託して実施する。</p>				
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	支援・相談員配置数	人	-	383	(集計中)
	監査実施件数	件	-	-	64
予算執行率		%	-	81	89.2
アウトプット	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	支援・相談員等の中国残留邦人等の居住する自治体の配置割合(実施自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) (前年度以上/毎年度)	%	-	90.8 【-】	(集計中)
	支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数/支援給付実地監査対象自治体数)(25%/毎年度)	%	-	-	18.5 【74%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)	<p>(支援給付監査指導)</p> <p>○事業実施のための体制の確保や自治体の準備のため、平成21年10月より開始した事業であることから、実地監査の実施数は次年度以降に予定している実施数より少なくなっている。</p> <p>(支援・相談員配置)</p> <p>○支援・相談員の配置数は、事業開始初年度であり、自治体において募集その他の準備が間に合わないため配置できなかった自治体もあると考えられる。</p>				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>(支援給付監査指導)</p> <p>○平成21年度の事業の成果を踏まえ、監査に当たっての調査事項や調査に当たって自治体に提出いただく資料の様式の修正等を行い、事業の効率化を図りつつ、引き続き事業を実施していく。</p> <p>(支援・相談員配置)</p> <p>○中国残留邦人から、支援・相談員等の中国語ができる者の配置に関する要望が強いことを踏まえ、事業を継続し、自治体への協力を呼びかけるなどして支援・相談員の配置割合の増加を図っていく。</p>			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、これ までの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)制定</li> <li>平成20年 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正(支援給付の開始)支援・相談員配置事業開始</li> <li>平成21年 支援給付施行事務監査開始</li> </ul>				